

日本政府・東京電力(東電設計)・JICAは ODAダムで奪った住民のふるさとを返せ

10年に渡って訴え続けるインドネシア住民の
裁判も大詰めです。ぜひ傍聴に来てください。



ジャカルタ・日本大使館前でのコトパンジャン住民らの行動

ODAを問う日本で初めての裁判
コトパンジャン・ダム被害者住民裁判

6月22日(金) 口頭弁論

2時間にわたり、原告イスワディさんに対する証人尋問が行われます。高裁での証人調べは今回が最初で最後です。ODA被害者の声を法廷で聞いてください。



証人として来日する
イスワディさん

- 14:00～16:00 第2回口頭弁論
東京高裁101号・大法廷(地下鉄「霞が関」A1出口)
- 18:30 報告集会 八丁堀区民館(地図裏面)

コトパンジャン・ダム裁判とは

2002年9月と2003年3月に現地住民8396人が提訴

インドネシア・スマトラ島中部のほぼ赤道直下にある、高さ58m・堤長258mの水力発電ダム。1996年に日本のODA(政府開発援助)約312億円で、東電設計(株)による設計・建設監理のもとで建設されました(東電設計(株)は東京電力グループの会社で、福島第一原発の設計も行っています)。水没面積は124平方km、山手線内の約2倍です。「希望の村」と呼ばれるほどの豊かなコトパンジャン地域がダムに沈められ、約5000世帯・23000人が家や農地を奪われました。強制移住先は、水がない、農業ができないなど、まともな生活できる場所ではありません。「日本の援助で建設されたコトパンジャン・ダムは私たちに恩恵をもたらしたのではなく、ただ長い苦しみと被害だけをもたらした」「インドネシア政府と日本政府がコトパンジャン住民をゆっくりと殺そうとしている」と住民たちは語ります。

2009年9月、東京地裁が不当判決

東京地裁では約7年にわたり審理が行われました。しかし中村也寸志裁判長はODAダムがもたらした強制移住・生活破壊・自然環境破壊には全く目を向けず、被告の日本政府・東電設計・JICAの主張だけを丸飲みした不当判

決をくだしました。人権感覚欠如、「援助」に関する国際的ルールや常識からもかけ離れた判決です。

【原告(控訴人)】

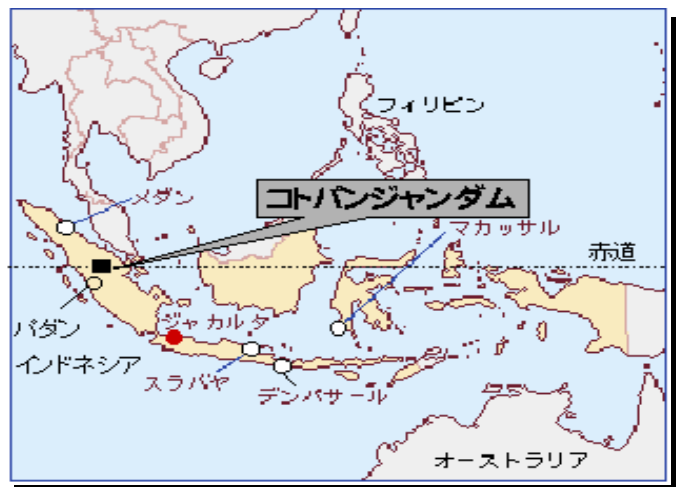
インドネシアのダム被害者住民5921人
WALHI(インドネシア環境フォーラム、インドネシア最大の環境保護NGO)

【被告(被控訴人)】

日本国・JICA(国際協力機構)・東電設計(株)

【求める判決】

ダム撤去(原状回復)勧告をインドネシア政府に行うこと、損害賠償(ひとりあたり500万円)

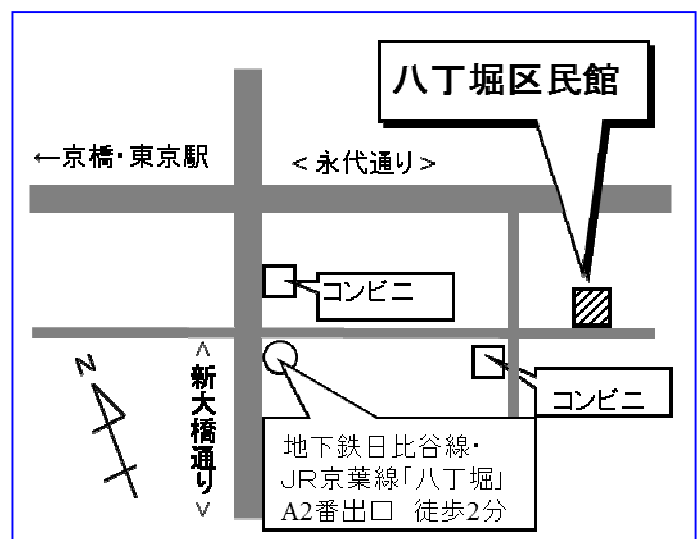


◆ 一発結審ではなく、証人を採用した東京高裁。10年に及ぶ裁判も大詰めです。

3月2日、東京高裁で第1回口頭弁論が行われました。原告側は477ページにわたる控訴理由書を提出し、被害事実の認定、国や東電設計の注意義務違反など、新たな証拠を添えて地裁判決の全面的な見直しを求めました。被告側は、即時却下を求めましたが、青柳馨裁判長(第17民事部)は、(1)移転前の生活の状況を知りたい、(2)どうして現地の住民が裁判をすることになったのかを知りたいとして、原告側の証人申請を認めました。

◆ 原発輸出や軍事目的に使われるODA

今ODAは、ベトナムなどへの原発輸出のために活用されています。またフィリピンには「巡視船」が供与されています。「巡視船」は貿易管理令では武器であることが明記されています。イラクやアフガニスタンでは軍事活動の支援(軍用道路建設など)にまで使われています。ODAは決して「貧しい海外の人々を支援」するものではありません。傍聴席を満杯にし、公正な判決を求めていきましょう。



コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会 www.kotopan.jp/

E-mail: info@kotopan.jp 東京都新宿区筑土八幡町2-21-301, tel/fax: 050-3682-0769

【連絡先】 [東京] 090-8442-1275(斎藤), 090-8455-5352 (山口), [大阪] 090-9613-2861(遠山), 090-8382-9487(三ツ林)